

布団、ゴザ、じゅうたん、マットレス等(可燃性粗大ごみ)の 具体的な搬出条件

①搬出有効となる事前連絡のタイミング

翌月の搬出計画を提出し、計画より搬出量が増加する場合は事前連絡し、搬入施設と協議すること。

②畳の1回当りの最大搬出枚数

1日1台12枚まで且つ週2回まで(週24枚まで)⇒水・木曜日の搬入を基本とする。

☆12枚を超えて搬入する場合

- (1)パレットを用意しパレットに積んだ状態で搬入すること。
- (2)パレットは交換用として同じものを複数枚用意すること。
- (3)施設の2.5tフォークリフトを貸し出すので、荷卸しは搬入者自身がフォークリフトを操作し行うこと。

③荷姿、荷降条件

(例：結束等の必要性、異種粗大ごみの混合持込み及び混合ダンピング荷降の可否)

- (1)可燃性粗大ごみの混合持込みの場合は、「畳」と「それ以外」で分けて、指示した場所に降ろせるように搬入すること
- (2)結束していただきたいものについては以下に記載。その他のものについては不要。ただし、搬入者自身が荷卸しすること
 - ①絨毯
 - ②ござ
 - ③カーペット類
- (3)可燃性粗大ごみの搬入条件：1日2t車1台まで(週のいつでも可。水曜・木曜日が望ましい。)
- (4)円滑に荷卸しができる車両及び搬入量とすること。

④その他の条件

○搬入の制限

環境事業センターで特別な事情により搬入が困難と判断した場合、協議し、搬入の制限を設ける場合がある。

※①～③については、搬入車両を2t車までとしています。